

労働者派遣事業に関する情報公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)
法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

派遣労働者数	7人
派遣先数	2事業所
労働者派遣に関する料金の平均賃金(前期)	37,734円 (1日8時間あたりの額)
派遣労働者の賃金の額の平均額(前期)	23,992円 (1日8時間あたりの額)
マージン率(2025年度実績)	36.4%
教育訓練に関する事項	入社時研修・個人情報保護に関する教育・技術サポート研修・階層別研修 等
その他	資格取得支援制度有・慶弔金制度有
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
上記労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社「043-224-3021」

※上記数値には、弊社の営業利益の他、健康保険・厚生年金等の社会保険料や雇用保険・労災保険等の労働保険料の事業主負担分、営業担当者等の人件費、有給休暇を行使した際の引当分、教育訓練費用、貸与する制服(作業服)の購入費用、募集広告費用等が含まれます。